■市民の暮らし

■税金

(1) 市税

小林市では、納税者の方が決められた納期限までに納税される自主納税を推進しています。納められた税は、公共の事業やサービスを提供するための重要な財源になります。納期内納付、自主納税にご協力ください。なお、納付については、須木庁舎・野尻庁舎はもちろんのこと、西小林出張所・紙屋出張所でも可能です。

市税の種類	納税義務者	手続き及び内容	お問い合わせ先
市県民税	毎年1月1日現在で市内 に住所があり、前年に一 定以上の所得があった人	 ●前年の所得に応じて課税されます。 ●申告期限は3月15日です。 ●給与収入のみの方、所得税の確定申告をした方は、申告は不要です。 ●普通徴収の納期限は6月・8月・10月・1月の各月末です。ただし、納期限日が休日の場合は翌月はじめの平日が納期限日となります。 	
法人市民税	市内に事務所、事業所又は寮等を有する法人	●均等割の税率は標準税率、法人税割の税率は制限税率(14.7%)です。 ●合併日をまたぐ事業年度の申告の際には「合併に伴う申告明細書」を提出してください。(事前に申告書と共にお送りします。)	本庁財務部税務課 ☎23-0115
固定資産税	毎年1月1日現在で市内 に土地、家屋又は償却資 産を有している人	●納付期限は例年、4月・7月・9月の 各月末、12月25日です。ただし、 納期限日が休日の場合は翌月はじめ	須木庁舎住民生活課 ☎48-3132
都市計画税	毎年1月1日現在で都市 計画区内に土地又は家屋 を有している人	の平日(12月は翌日の平日)が納期限日となります。 ●償却資産の申告期限は1月31日です。 ●課税台帳に登録された価格に不服のある場合は、審査の申し出ができます。	野尻庁舎住民生活課 ☎44-1100
軽自動車税	毎年4月1日現在で市内 に原動機付自転車、軽自 動車、小型特殊自動車、 農耕作業用自動車、二輪 の小型自動車を所有して いる人	税額は総排気量、種類、用途によって決定されます。納付期限は5月末日です。ただし、納期限日が休日の場合は翌月はじめの平日が納期限日となります。障がい者が運転する車、障がい者のために使用する車等は、税が減免できる制度があります。	

(2) 納税相談

毎月第3日曜日に、本庁1階の財務部税務課と福祉保健部ほけん課で納税相談窓口を開設しています。 市税と国民健康保険税の納税・納付とそれらに関する相談などありましたらご利用下さい。 時間は、8時30分から17時15分までです。

【お問い合わせ先】 本庁財務部税務課 ☎23-0115

本庁福祉保健部ほけん課 ☎23-0116

(3) 口座振替制度

★便利な口座振替制度をご利用ください

口座振替制度とは、市税や国民健康保険税、介護保険料を納税(付)するときに、納期ごとに、金融機関に出向くことなく、 ご希望の預貯金口座から自動的に振替納税(付)される制度です。

★申し込み方法

市役所の財務部税務課、福祉保健部ほけん課、須木庁舎住民生活課及び野尻庁舎住民生活課又は預貯金口座のある金融機関・郵便局の窓口で通帳とお届出印をご持参のうえ、お申し込みください。

★口座振替取扱い金融機関等

宮崎銀行本店、各支店及び出張所	こばやし農業協同組合各支所	
鹿児島銀行本店及び各支店	高鍋信用金庫本店及び各支店	
宮崎太陽銀行本店及び各支店	ゆうちょ銀行本店、各支店及び郵便局	
九州労働金庫本店及び各支店		

[※]お申し込みはいつでもできますが、口座振替開始までの手続きに日数がかかりますので、お早めにお申し込みください。

(4) 市税に関する証明・閲覧

市税に関する証明・閲覧事項は、個人や法人の秘密に関わるものです。そのため、原則として納税義務者、固定資産の所有者など本人の承諾がなければ、証明書の交付や課税台帳の閲覧をすることができません。(訴訟物件、借地借家物件等に関する証明等、取扱いが異なる場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。)

申請者(窓口に来る方)	申請に必要なもの	お問い合わせ先
本人の場合	申請者(本人)の印鑑、又は運転免許証や健康保険証等、本人の確認ができるもの	
代理人の場合	 本人(証明の必要な人)の印鑑を押印した同意書、又は本人の 印鑑 申請者(代理人)の印鑑、又は運転免許証や健康保険証等、申 請者の確認ができるもの 本人(納税義務者)が死亡している場合は、相続権のある人の 印鑑を押印した同意書又は印鑑と相続関係のわかる戸籍謄(抄) 本等 	本庁財務部税務課 ☎23-0115 須木庁舎住民生活課 ☎48-3132 野尻庁舎住民生活課 ☎44-1100
法人の証明書の場合	■法人の代表者印、又は法人の代表者印を押印した同意書申請者(代理人)の印鑑	



証明の種類	内容	手数料	発行/お問い合わせ先
資産証明	所有する土地·家屋の地番、地目又は構造と 面積	1件 300円	発行
所得証明(個人)	前年1年間の所得額(ただし、5月発行分まで は前々年1年間の所得額)		本庁市民部市民課 ☎23-1112 須木庁舎住民生活課 ☎48-3132 野尻庁舎住民生活課 ☎44-1100
所得証明(子ども手当用)	児童手当申請のための前年1年間の所得額と控除額(ただし、5月発行分までは前々年1年間の所得額と控除額)		
所得課稅証明(個人)	前年1年間の所得額と市県民税額(ただし、5 月発行分までは前々年1年間の所得額と市県民 税額)	1通 300円	
所得課稅証明(世帯)	前年1年間の世帯員の所得額と市県民税額(ただし、5月発行分までは前々年1年間の世帯員の所得額と市県民税額)		お問い合せ先 本庁財務部税務課 ☎23-0115
課税証明	年税額(国保税・介護保険料も証明できます。)		須木庁舎住民生活課 ☎48-3132 野尻庁舎住民生活課 ☎44-1100
納税証明	年税額と納税額(国保税・介護保険料も証明 できます。)		
軽自動車税納税証明 (継続検査用)	軽自動車の車検を受けるための納税証明	無料	
完納証明	年税額と納税額(国保税・介護保険料も証明 できます。)	1通 300円	本庁財務部税務課 ☎23-0115 須木庁舎住民生活課
無資産証明	土地・家屋等の資産を所有しないこと		
評価証明	所有する土地・家屋の地番、地目又は構造と 面積及び評価額	1件 300円	
固定資産別課税台帳記載 事項証明	所有する土地・家屋の地番、地目又は構造と 面積及び課税標準額、税額償却資産の税額		
公課証明	所有する土地・家屋の地番、地目又は構造と 面積及び評価額、課税標準額、税額 償却資産の評価額、税額		☎ 48-3132 野尻庁舎住民生活課 ☎ 44-1100
住宅用家屋証明	住宅用家屋の所有権保存登記、移転登記、住 宅取得資金貸付等の抵当権の設定登記の登録 免許税の軽減のための住宅用家屋証明	1通 1,300円	44 -1100
課税台帳等の写し	等の写し 固定資産名寄せ、字図の写し、償却資産種類 別明細、市民税申告書の写し等		

[※]西小林出張所、紙屋出張所でも一部の証明書については取扱い可能です。